

古紙リサイクルの阻害要因について

1. 古紙リサイクルの阻害要因

- 印刷物中の禁忌品（金物のうち「製本用のホッチキス、針金など」を除く）
- ホットメルト接着剤（難細裂化改良EVA系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系ホットメルト接着剤および水溶性ホットメルト接着剤を除く）
- UVインキ、発泡インキ、金・銀・パールインキ（エコマーク認定インキを除く）
- インディアペーパー
- 立体印刷物（印刷物にレンチキュラーレンズを貼り合わせたものをさす）
- 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅など）

出典：日本印刷産業連合会

「オフセット印刷サービス」グリーン基準ガイドライン

2. 財団法人古紙再生促進センター規格「古紙標準品質規格」における「禁忌品」

禁忌品はA類とB類に区分する。

A類：製紙原料とは無縁な異物、並びに混入によって重大な障害を生ずるもので次のものをいう。

- 1) 石、ガラス、金もの、土砂、木片等
- 2) プラスチック類
- 3) 樹脂含浸紙、硫酸紙、布類
- 4) ターポリン紙、ロウ紙、石こうボード等の建材
- 5) 捺染紙、感熱性発泡紙、合成紙、不織布
- 6) その他工程或いは製品にいちじるしい障害を与えるもの

B類：製紙原料に混入することは好ましくないが、少量の混入はやむを得ないもので次のものをいう。

- 1) カーボン紙
- 2) ノーカーボン紙
- 3) ビニール及びポリエチレン等の樹脂コーティング紙、ラミネート紙
- 4) 粘着テープ（但し、段ボールの場合、禁忌品としない。）
- 5) 感熱紙、芳香紙
- 6) その他製紙原料として不適当なもの